

広情個審第47号
令和3年11月11日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年3月17日付け広市教学指二第189号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第338号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和3年3月17日付け広市教学指二第189号の諮問事案（諮問第338号事案）

令和2年9月9日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広市教学指令指二第46号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年10月2日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定（以下「本件不開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った本件不開示決定を取り消し、請求の対象となっている文書を開示すべきである。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関は、請求人が開示請求をした「2021年度使用中学校教科書採択に係り、選定審議会会議録全てについて、発言者の名前を記載したもの。」（以下「当該文書」という。）は「発言者名を記載した教科用図書採択審議会の会議録については、作成していないため。」として開示しないことを決定した。

しかし、当該文書作成に当たっては、まず教育委員会事務局が発言者を特定した会議の発言記録を作成し、その後発言した選定審議会委員に発言内容の確認や修正を依頼したのちに、会議録として確定して公開したものである。

したがって、当該文書の公開に当たっては発言者名の記載をしなかったとしても、会議録作成過程に発言者名が記載されていなければ本人による確認修正はできないのであるから、開示請求があれば発言内容と発言者を特定できる。

たとえ、当該文書作成過程の記録を破棄したとしても、選定審議会委員にあらためて当該文書の自分の発言を確認すれば、発言者名を特定することができる。

イ 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第1条に基づき、

実施機関は、不開示情報でなければ積極的に教科書採択に係る情報を市民に公開する責務がある。

ウ 特別公務員である選定審議会委員が適切かつ公正な選定審議を行っているかどうかを確認するためには、公務執行行為である選定審議会の会議録は「誰がどのような発言をしたのか」を記載した形式の会議録の開示が不可欠である。

実際に、広島市の採択審議会に当たる岩国市と和木町の共同採択協議会では、2015年と2020年に誤認発言があったが、その後の情報公開で市民が発見するまで、採択協議会も教育委員会も誤認を発見できなかったという問題が発生している。

広島市の採択審議会でこのような問題が発生した場合、是正するためには、審議会の委員の誰が発言したのかということが重要になる。

エ 当該文書は、条例第7条が規定する「不開示情報」には当たらない。

オ 条例第7条には、公務員の職務遂行行為については、当該公務員の職と内容を開示すべきと規定されているし、総務省の「情報公開に関する連絡会議」においても、公務員の職務遂行に関わる情報に含まれる当該職員の氏名については、公開するものと広く周知されている。

カ 広島県内の10以上の市町の教育委員会でも、選定委員の名前が記載されている会議録が公開されている。全国的に見ても、公開している自治体は多く、むしろ公開していない自治体の方が少ない。

キ 次回以降の採択審議会は、発言者名を記載した会議録を作成するよう要望する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 請求の対象となっている公文書を保有していないため、請求人の主張には理由がない。
- (2) 広島市教科用図書採択審議会会議録（以下「本件会議録」という。）を作成する際に、別途、発言者名を記載した会議録を作成した事実はない。
- (3) 広島市教科用図書採択審議会の発言者名が記載された会議録を作成すると、委員に働きかけがされるなど圧力がかかり、自由闊達な意見交換ができなくなるおそれがあることから、これまで作成したことはない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、広島市教科用図書採択審議会の発言者名が記載された会議録を作成すると、委員に働きかけがされるなど圧力がかかり、自由闊達な意見交換ができなくなるおそれがあることから、これまで作成したことはないと主張する。広島市には会議録等に発言者名を記載するよう求める規程は存在しないことも併せて考えると、実施機関の主張には一定の合理性が認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。なお、請求人は、本件会議録に発言者名を加えたものを開示すべき旨主張していると解されるが、

条例は、特定の公文書の作成を義務付けているものではなく、また、特定の公文書を作成すべきか否かについては、当審査会の判断事項ではない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 3・3・17	広市教学指二第189号の諮問を受理 (諮問第338号で受理)
R 3・5・18 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 3・6・29 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 3. 7. 20 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 3. 8. 17 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 3. 9. 21 (第5回審査会)	第3部会で審議
R 3. 10. 19 (第6回審査会)	第3部会で審議
R 3. 11. 9 (第7回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
古 川 竜 彦	株式会社中国新聞社論説副主幹
松 田 健之介	弁護士